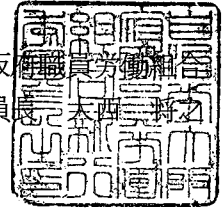


2016年2月24日

大阪府知事 松井 一郎 様

自治労大阪府職員労働組合
執行委員長



2016年春季生活要求および職場環境改善等要求書

2016年春季生活要求および職場環境等要求書として下記のとおり要求する。

記

<春季生活要求>

1 労使慣行に関すること

労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては一方的実施を行わないこと。

2 賃金等に関すること

- (1) 早期退職者の退職手当に係る特別措置制度を復元すること。
- (2) 旅費に係る日当と宿泊料を、他府県並みとすること。
- (3) 大阪府に雇用されている全ての労働者の最低賃金を月額160,200円(日額8,010円、時間額1,034円)以上とすること。
- (4) 給料表をまたがる異動時には、兼務発令を行うなど現給を保障すること。
- (5) 諸手当等の改善を図ること。
 - ① 地域手当を府内一律とし、さらに引き上げること。
 - ② 扶養手当の属性区分の見直しを行うこと。
 - ③ 時間外・休日勤務手当の支給率を「現行百分の125・135を百分の150に、現行百分の150・160を百分の200に」、夜間勤務手当を「現行百分の25を百分の50に」改善すること。月45時間以上60時間未満の時間外労働についても割増率を百分の150とすること。
- (6) 常勤職員と密接に関係することから、非常勤職員・非常勤特別嘱託員の勤務条件の改善を図ること。
- (7) 介護休暇者などの職場復帰後等の昇給復元措置を改善すること。

(要望事項)

- ① ア 組織・職制(少数職場・職種の処遇を含む)、任用、給与、人材育成等が有機的に結びつく「総合的な人事制度」を構築し、当面、降格とされた者の士気高揚、現業職員に係る懸案課題等について速やかに解決を図ること。
イ 副主査制度は、基準点に達した者を確実に任用すること。また、資格や研修について、今後とも検討を十分に行うこと。
ウ 技能労務職の行政職等への転任は、転任後の現業職場のあり方議論を踏まえ、新規採用を原則とした職員配置と必要な改善に向けた措置を行うこと。
エ 転任選考は、対象者全員が均等な学習機会を得られるよう、十分に配慮すること。
オ 行政職等に転任した者への計画的な研修を実施するなど、十分なフォローアップに努めること。
- ② 大阪府が行う公共調達契約では、次の点に対して検討を行うこと。
 - ア 公共サービス提供者を決定する際には、現在実施している総合評価方式に加え、男女平等参画、公正労働基準の確立といった社会労働的価値についても評価点とすること。
 - イ 公共サービスの供給者が民間事業者となった場合には、そこで働く人々が人間らしい生活を営める賃金を保障されるよう、「低入札価格調査制度」「最低制限価格制度」な

などを機能させること。

ウ 自治体の責任だけでなく、事業者の雇用責任等を明記し、社会的価値の実現を追求することを宣言する基本条例として「公契約条例」を制定すること。また、制定するために労働側委員が参加する「研究会・審議会」を設置すること。

③ 主査枠を大幅に拡大すること。

④ 2016年度当初予算に賃金引上げ分を計上すること。

3 勤務条件に関すること

(1) 年度途中退職、産育休、長期の病気療養、休職、育児短時間勤務制度導入に伴う代替要員を正職員で確実に配置するなど、過重労働とならないよう対処すること。

(2) ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともに仕事と家庭生活を両立することを支援する立場から、育児時間、子の看護休暇、育児休業、介護休暇・欠勤制度、早出・遅出勤務制度、等を改善すること。

(3) 各種休暇制度等の権利行使が十分に行えるようにすること。

(要望事項)

① 公衆衛生研究所の地方独法化は、国・地独法制定時の附帯決議を踏まえて取り扱うこと。また、産業技術総合研究所と環境農林水産総合研究所が独法化されたが、設立団体の大阪府は、当事者としての認識を持ち、法人と当該労組との協議が誠実に行われるよう協力すること。

② 現業職場での退職予定者の退職後欠員を、完全に補充するなど勤務条件が低下しないよう措置すること。

③ 恒常的残業の解消、過重労働による健康被害防止のため、継続的に恒常的残業が発生している職場を明らかにし、業務量に見合った人員配置を行うこと。

4 人事評価の給与反映に関すること

人事評価制度は、5原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性、合目的性）を徹底するとともに、2要件（労使協議制度の確立、苦情処理機関の設置）の確立が必須である。また、制度の目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図る観点から、「相対評価」の見直し議論を踏まえた徹底的な検証を行うことが求められる。よって、評価制度の趣旨どおり行うことはもとより、給与反映を行わないこと。

(要望事項)

① 任期付職員の採用にあたっては、制度の趣旨を踏まえた運用を行うとともに、安易な採用を行わないこと。採用にあたっては、2005年11月14日府労連申入れを踏まえて行うこと。（申入れ内容：①限定された業務に従事する場合等に採用するとの趣旨を踏まえて運用し、制度を乱用しないこと。②配属予定の職場・業務等について事前に府労連と十分協議を行うこと。また、採用時の公正、中立性を確保すること。③採用された職員の勤務・労働条件等について任期の定めのない職員と同様、十分な配慮を行うこと。）

② 定年退職予定者の再任用希望者全員の雇用確保を図るとともに、定年の段階的引上げを行うこと。

③ 府民サービスの維持、向上と組織の活性化の観点から、必要な新規採用職員を確保すること。

④ 国籍条項の撤廃に伴い、残る任用、配置などの面での不平等を解消すること。

⑤ 地方公務員法による「自動失職」に関する特例条項を設けること。特に、公務中の事故等で、無条件に「自動失職」が適用されないよう分限条例を改正すること。

5 下部組織の要求に関すること

評議会・専門部・各支部の要求についても誠意ある協議を行うこと。

<職場環境改善等要求>

1 職場環境の改善に関すること

- (1) 組織再編に係る職場環境の変更は、誠意を持って協議を行うこと。また、常に快適な職場環境の確保に努めること。
- (2) 執務室の移転に係る職場環境の変更は、十分に協議を行うこと。
- (3) 庁舎および施設の耐震性に係る調査等の結果、耐震性能等が低い庁舎は移転・建替え・補強工事を実施するなど、執務室等の安全対策を講じること。
- (4) 労働安全衛生法・大阪府職員衛生管理規程および職員課長通知(昭和55年4月1日)で定める内容を遵守し、各職場に男女別の休養室および更衣室を設置するとともに、救急箱の更新を図るなど、快適な職場環境の整備を行うこと。
- (5) 大手前庁舎の西館撤去・耐震工事に伴う執務室等の移転に係る職場環境の変更は、上記の趣旨を踏まえ十分な協議を行うとともに、移転途中であっても休養室・更衣室等を確保して、職場環境の整備を行うこと。
- (6) 府有施設・設備について、福祉のまちづくり条例に沿った十分な措置を講じるなど、職場環境の整備を行うこと。
- (7) 地震災害等の発生に備えて「大阪府庁業務継続計画(BCP)」に定める職員用食料等の備蓄は、毛布等を含めて各庁舎の職員数に応じた十分な備蓄を行い、被災時の職員の勤務・労働条件を確保すること。

(要望事項)

- ① 老朽化した出先職場庁舎(築20年以上)は、建替計画を明らかにすること。また、補修・修繕も計画的に行うこと。
- ② 庁舎管理・設備管理に関わる予算は十分に確保すること。また、執務室・会議室・書庫等の拡張・整備対策を講じること。
- ③ 情報セキュリティや防犯対策等は、実効性ある危機管理体制を確立すること。

2 健康管理・労働条件・福利厚生に関すること

- (1) 一般定期健康診断・特別健康診断等(女性・VDT作業・人間ドック等)の充実や受診対象範囲の拡大を図るなど、職員の健康管理を充実させること。
- (2) ハラスメントについて、アンケート調査を含めた実態把握を行い、ハラスメント防止等に実効ある対策を講じること。
- (3) メンタルヘルス対策について予防対策を強化するなど、「復帰支援プログラム」に基づき実効ある職場復帰支援策を確立すること。
- (4) 健康管理の観点から、過重労働による健康障害防止に関する要綱を適正に実施するなど残業規制の啓発、指導を行うこと。
- (5) 「VDT作業のための労働衛生管理基準」を職場で徹底させ、機器周辺の環境整備、点検を適切に行い、基準を遵守するなど職場環境を確保すること。
- (6) 執務室等の空調、換気、照明、騒音、衛生等は、日常的な点検を充実するとともに、冷暖房運転は、職員の健康管理に留意して行うこと。
- (7) 庁内での公務災害の発生件数とその内容を開示するとともに、公務災害による死亡・疾病等について、原因を究明し再発防止を図ること。また、公務災害にならない現職死亡についても原因等を十分に把握するなど、職員の健康管理の充実に努めること。
- (8) 原子力災害の災害応急対策等、放射線障害になる恐れのある業務に関わる職員の安全を確保

すること。

- (9) 総合的労働時間の短縮に向けて1日の勤務時間を7時間30分、1週の勤務時間37時間30分にする。
- (10) 超過勤務縮減の観点から、労働基準法第36条の規定の趣旨の徹底など、実効ある縮減策を講じること。
- (11) ゆとりある豊かな時代に相応しい休暇制度を確立すること。
- (12) 障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法に基づき、障がいのある職員が安心して働き続けるよう、合理的配慮の提供に努めるとともに、出張業務、職場環境、通勤等を含めた労働条件の改善、整備を行うこと。
- (13) 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場環境の安全を図ること。
- (14) 被服等の貸与は、対象となる業務を絶えず検討すること。また、被服等の種類、貸与数は業務・職場の状況、時季等を考慮するなど、柔軟に対応すること。
- (15) 互助会への補助金を復活するなど、職員の福利厚生事業を拡充すること。
- (16) 咲洲庁舎の現在の室・課の配置は中層エレベータに集中しているため、混雑で昼休み時間が十分に取れないなど労働条件が悪化しており、庁舎を長期間使用するのであれば、空室となっている下層階に部局を移転、分散させるなど、職員の労働条件を確保、改善すること。また、福利厚生施設（食堂、会議室等）の充実を図ること。
- (17) 休憩時間の変更等は、行政効率の低下や違法労働の発生を招くことから実施しないなど、節電計画の実施にあたって労働条件の変更を伴う場合は協議を行うこと。

(要望事項)

- ① 安全衛生協議会の活動の充実を図るとともに、各安全衛生委員会の機能強化を行うこと。
- ② 非常勤嘱託員も特別健康診断の対象とし、ドック受診に係る特別休暇を新設すること。
- ③ O A化に対応した机・椅子を早急に導入すること。
- ④ 公務員の生活の安定と福祉の向上に欠くことのできない地方公務員共済組合制度の自立的運営を確保するため、国に働きかけること。
- ⑤ 受動喫煙防止措置の徹底を図るため、健康増進法の主旨および福祉のまちづくり条例誘導基準に基づく分煙空間設備を整備すること。
- ⑥ 「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「行動指針」を踏まえ、その具体化を図ること。
- ⑦ 男女がともに仕事と生活を両立することを支援する立場から策定した次世代育成支援法の延長に基づく「特定事業主行動計画（新計画）」を踏まえて、次の事項を実現すること。
 - ア 育児・保育・介護・母性保障に関わる各種制度のさらなる充実と拡充に取り組むこと。
 - イ 新計画の推進状況を毎年確認し、その着実な推進を図ること。
- ⑧ 男女共同参画社会の実現、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、実行にあたっては十分な説明を行うとともに、労働者の意見を反映すること。
- ⑨ 職員端末機（ノートパソコン）は、現業・再任用職員も1人1台とすること。また、必要に応じてプリンタ・ケーブル端子等の周辺機器の拡充に努めること。
- ⑩ 大手前庁舎と咲洲庁舎間のシャトルバスの増便を図るとともに、バスや人員等必要な体制を整備すること。